



2026年8月25日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 弘 電 社
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 梶 川 裕 司
(コード番号 1948 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役上席常務執行役員 竹 村 隆 一
(TEL 03-3542-5111)

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する承認決議のお知らせ

当社は、2026年7月29日付「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」（以下「2026年7月29日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する各議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2026年8月25日から2026年9月24日までの間、整理銘柄に指定された後、2026年9月25日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご注意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は、2026年7月29日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

（1）併合する株式の種類
普通株式

（2）併合比率
当社株式747,603株につき1株の割合で併合いたします。

（3）減少する発行済株式総数
8,733,429株（注1）

（注1）当社は、2026年7月29日開催の当社取締役会において、2026年9月28日付で当社の自己株式236,560株（2026年7月15日時点で当社が所有する自己株式数）を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承

認可決されることを条件としております。

- (4) 効力発生前における発行済株式総数
8,733,440株（注2）

（注2）当社は、2026年7月29日開催の当社取締役会において、2026年9月28日付で当社の自己株式236,560株（2026年7月15日時点で当社が所有する自己株式数）を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認認可決されることを条件としております。

- (5) 効力発生後における発行済株式総数
11株

- (6) 効力発生日における発行可能株式総数
40株

- (7) 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

- ① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株式会社きんでん（以下「公開買付者」といいます。）及び三菱電機株式会社（以下「三菱電機」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対し、その端数に応じて交付いたします。当該売却については、当社株式が2026年9月25日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられること、及び本株式併合が、公開買付者が東京証券取引所スタンダード市場に上場している当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び三菱電機が所有する当社株式の全てを除きます。）を取得し、最終的に当社を完全子会社化することを目的とする取引の一環として行われるものであることを踏まえ、会社法第235条第2項が準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。

- ② 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称
株式会社きんでん（公開買付者）

- ③ 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を自己資金により賄うことを予定しているとのことであり、当社は、公開買付者の当該資金確保の方法に相当性が認められると判断しております。

④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2026年10月上旬から同月中旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年10月中旬を目途に当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2026年12月下旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認をいただきました。当該変更の内容の詳細は、2026年7月29日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2026年9月29日に効力が発生する予定です。

- （1）本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は40株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものです。
- （2）本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第7条（自己の株式の取得）を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。
- （3）本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は11株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）、第9条（単元未満株式の売渡請求）及び第10条（単元未満株式の権利制限）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。また、単元株式数の定めを廃止に伴い、定款第11条（株式取扱規則）について、変更するものです。
- （4）本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は、公開買付者、三菱電機のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第13条（基準日）及び第16条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2026年8月25日（火）
--------------	---------------

② 整理銘柄指定日	2026年8月25日（火）
③ 当社株式の最終売買日	2026年9月24日（木）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2026年9月25日（金）（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	2026年9月29日（火）（予定）

以 上